

(証券コード 8922)

平成21年6月8日

株 主 各 位

大阪市北区梅田二丁目2番2号

株式会社アイディーユー

代表取締役社長 池 添 吉 則

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合〕

2頁から3頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいまして、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|-----------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 平成21年6月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市北区中之島1丁目1番27号
大阪市中央公会堂 大集会室 |

3. 目的事項 報告事項

- | | |
|----|--|
| 1. | 第10期（自 平成20年9月1日 至 平成21年3月31日）
事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件 |
| 2. | 会計監査人および監査役会の第10期連結計算書類監査結果
報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 第1号議案 | 資本金および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処
分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 会計監査人選任の件 |

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出願います。
2. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項を修正する場合は、修正後の事項を当社のウェブサイト（<http://www.idu.jp/>）に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンから当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotest.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）。
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成21年6月25日（木曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evotest.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。

5. 招集ご通知の受領方法について

株主総会招集ご通知を電子メールで受領することができますので、ご希望の株主様はパソコンにより議決権行使サイトでお手続きください。

（なお、携帯電話のメールアドレスを指定することはできませんのでご了承ください。）

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

以 上

(添付書類)

事業報告

(自 平成20年9月1日)
(至 平成21年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

(注)当連結会計年度は決算期変更に伴い7ヶ月の変則決算のため、文中にある売上高、営業損益、経常損益、当期純損益の前年同期比較を記載しておりません。

① 企業集団の事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、国際経済市場の混乱に端を発する世界的な経済危機の影響を受け、企業業績、雇用情勢の悪化や個人消費の停滞等が顕著となり、景気減退の傾向はさらに鮮明となりました。

当社グループの属する不動産業界におきましても、金融市場の信用収縮等の影響による金融機関の融資姿勢の厳格化に伴い流動性が低下し、不動産会社の経営破たんが相次ぐなど、不動産市況はさらに悪化し、当社グループを取り巻く事業環境は厳しい状況が続いております。

このような状況下におきまして当社グループは、収益基盤の健全化と強化に向けて、事業の選択と集中および保有不動産の売却を進めるとともに、大幅な販売管理費の削減を行ってまいりました。また、平成21年3月6日に経営重点施策であります『リバイバルプラン』を公表し、当社グループがこれまで培ってきた情報（空間情報・不動産）ソリューションテクノロジーを活用して、従来のマザーズオークションを一段と進化させた「新マザーズオークション」の開設による収益改善、情報ソリューションプロバイダーとして、情報ソリューションテクノロジーのASP・SaaS化等による提供の多様化を構築し販路の拡大と収益の最大化を実現できる体制の整備およびコスト体質の改善による事業基盤の安定化を図るなど、新しいビジネスモデルへの移行作業に取り組んでまいりました。その結果、これまでよりも一層進化したビジネスモデル確立のための準備期間となる当連結会計年度におきましては、売上高5,249百万円、営業損失1,865百万円、経常損失2,234百万円、当期純損失3,452百万円となりました。

当連結会計年度における各事業の種類別セグメントの概況は次のとおりであります。

なお、以下の売上高にはセグメント間の内部売上高または振替高を含んでおります。

(オークション・仲介事業)

オークション・仲介事業につきましては「MOTHER'S AUCTION」加盟店からの会費収入の他、オークションシステムを通じた仲介事業における収益の確保に努めてまいりましたが、前述のとおり不動産市況の急激な悪化等の影響も受け、売上高は234百万円、営業損失1,423百万円となりました。

(戦略投資コンサル事業)

戦略投資コンサル事業につきましては、平成20年11月に不動産投資事業から撤退することを表明し、当社グループ会社保有の不動産の早期売却を実施いたしました。また、長期保有不動産における稼働率を向上させ安定的かつ継続的な収益の確保に努めてまいりました。その結果、売上高は5,033百万円、営業損失76百万円となりました。

(単位：百万円)

	オークション・仲介事業	戦略投資コンサル事業	計	消去または 全社	連結
売 上 高					
(1) 外部顧客に対する売上高	218	5,030	5,249	—	5,249
(2) 部門(事業)間の 内部売上高 または振替高	16	3	19	△19	—
計	234	5,033	5,268	△19	5,249
営 業 費 用	1,658	5,109	6,768	346	7,115
営 業 損 失	1,423	76	1,500	365	1,865

② 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は422百万円であります。その内訳は有形固定資産86百万円、無形固定資産336百万円であり、主なものは新マザーズオークション関連のシステム開発およびネットワーク環境構築によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における主な資金の調達については、リファイナンス資金等の事業資金の確保に努めてまいりました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 7 期 (平成18年8月期)	第 8 期 (平成19年8月期)	第 9 期 (平成20年8月期)	第 10 期 (平成21年3月期) (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	24,324	53,404	23,645	5,249
経常利益または 経常損失(△) (百万円)	3,117	4,158	△5,769	△2,234
当期純利益または 当期純損失(△) (百万円)	1,734	2,301	△26,122	△3,452
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△) (円)	8,080.79	9,327.84	△105,426.62	△13,932.23
純 資 産 (百万円)	30,334	33,205	5,964	1,990
総 資 産 (百万円)	92,562	72,101	38,011	14,591
1株当たり純資産額 (円)	122,066.72	130,001.87	23,358.66	7,843.38

(注) 第7期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日) および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社マザーズオークション	100,000千円	100%	不動産オークションに関する管理・運営
株式会社ロケーションビュー	490,000千円	80%	都市映像データベース (LOCATION VIEW) 事業 および「土地診断サービス」事業
株式会社東京不動産取引所	100,000千円	100%	不動産または不動産信託 受益権の売買を行うための 市場施設の提供

(注) 株式会社アイディエュープラスは、平成20年11月18日付で全株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

1) 財務基盤の健全化と強化

新マザーズオークションの開設による収益改善、ソリューションテクノロジーの提供による販路の拡大と収益の最大化およびコスト体質の改善等による収益改善に取り組み、当社グループを取り巻く厳しい事業環境の下、当該収益改善計画を推進するためには、当社の自己資本を充実させ、財務基盤の健全化と強化を図ることが喫緊の経営課題であると考えております。

2) オークションを利用する参加者の獲得

当社はこれまで以上にオークションを利用する参加者を獲得するため、「MOTHER'S AUCTION」加盟店の獲得・維持を図ってまいります。そのために、大手不動産ネットワークとの業務提携による加盟店の獲得、さらにオークションシステムを強化するべくシステム開発投資を行い、「MOTHER'S AUCTION」の参加者のニーズ、利便性向上に迅速に対応してまいります。

3) 安定的な物件量の確保と良質な物件の供給

当社は安定的に物件量を確保し、良質な物件を供給していくことで「MOTHER'S AUCTION」への参加者を拡大し、不動産インターネットオークションにおける高いブランド力を構築してまいります。そのために買取保証付オークションの導入による出展促進と落札率の向上、さらにディベロッパー、金融機関、サービサー、税理士、公認会計士ネットワーク等のアライアンス構築を推進することによる物件供給の促進も図ってまいります。

4) 組織力の強化

当社は従業員および組織が有するポテンシャルを最大限に引き出すため従来組織を見直し、営業機能の集約、収益責任の明確化を図ることにより、目的に沿った組織改編ならびに人材の育成に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成21年 3 月31日現在）

区 分	内 容
オークション・仲介事業	・オークション形式による不動産取引および一般仲介による媒介
戦略投資コンサル事業	・不動産コンサルティング業務、開発型SPCを利用した再開発業務、自己勘定による不動産および不動産関連資産への投資等

(6) 主要な事業所（平成21年 3 月31日現在）

当社本社 : 大阪市北区梅田二丁目 2 番 2 号
東京事務所 : 東京都（千代田区）
株式会社 マザーズオークション
本社 : 東京都（千代田区）
株式会社 ロケーションビュー
本社 : 東京都（千代田区）
株式会社 東京不動産取引所
本社 : 東京都（千代田区）

(7) 使用人の状況（平成21年 3 月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
129名	88名減

- (注) 1. 使用人数には使用人兼務役員を含んでおりません。
2. 上記の使用人のほかに派遣社員およびアルバイトが11名おります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
76名	43名減	38.2歳	2.9年

- (注) 1. 使用人数には出向者を含んでおりません。
2. 使用人数には使用人兼務役員を含んでおりません。
3. 上記の使用人のほかに派遣社員およびアルバイトが8名おります。

(8) 主要な借入先（平成21年 3 月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,308百万円
株 式 会 社 関 西 ア ー バ ン 銀 行	3,928百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,400百万円
合 同 会 社 J L O C 3 6	770百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	310百万円
ア ジ ア 航 測 株 式 会 社	234百万円
株 式 会 社 住 友 信 託 銀 行	100百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成21年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 990,000株
- ② 発行済株式の総数 247,793株
- ③ 株主数 22,457名（前期末比 1,998名減少）
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況（平成21年3月31日現在）

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

取締役会決議の日	平成15年12月8日	平成17年1月18日	平成17年11月30日
新株予約権の数	12,170個	5,000個	5,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	12,170株	5,000株	5,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 20,000円	1株につき 198,000円	1株につき 520,000円

② 当社役員の保有する新株予約権の区分別合計

1) 取締役（社外取締役を除く）

取締役会決議の日（行使価額）	行使期限	個数	保有者数
平成15年12月8日（20,000円）	平成25年11月26日	3,000個	1名
平成17年1月18日（198,000円）	平成23年11月26日	1,940個	3名
平成17年11月30日（520,000円）	平成24年11月25日	560個	2名

2) 社外取締役

該当事項はありません。

3) 監査役

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成21年3月31日現在）

当会社における地位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	池 添 吉 則	営業本部長 株式会社マザーズオークション、株式会社 ロケーションビューおよび株式会社東京不 動産取引所 代表取締役
取 締 役	山 本 高 広	経営支援室長
取 締 役	岩 眞 司	経営管理室長
取 締 役	前 田 真 昭	管理本部本部長
監査役（常勤）	梶 江 靖 史	
監 査 役	津 田 尚 廣	弁護士
監 査 役	相 場 中 行	弁護士

- (注) 1. 監査役津田尚廣氏および相場中行氏は、社外監査役であります。
2. 監査役梶江靖史氏は、株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）に昭和44年4月から平成10年4月まで在籍し融資課長および支店長を歴任しており、企業分析・融資判断を行っていた経験があるなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 事業年度中に退任した取締役

退任時の会社における地位	氏 名	退 任 時 の 担 当 お よ び 他 の 法 人 等 の 代 表 状 況	退 任 日
取 締 役	北 見 良 嗣	—	平成20年11月27日

- (注) 取締役北見良嗣氏は、任期満了による退任であります。

③ 取締役および監査役に支払った報酬等の額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (内、社外取締役)	5名 (1名)	57百万円 (1百万円)
監 査 役 (内、社外監査役)	3名 (2名)	8百万円 (4百万円)
合 計	8名	66百万円

- (注) 1. 取締役の報酬支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬限度額は、取締役が月額30百万円、監査役が月額3百万円であります。
3. 当事業年度末現在の取締役は4名ですが、上記の取締役の員数と相違しておりますのは、平成20年11月27日開催の第9期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名が含まれているためであります。

④ 社外役員に関する事項

1) 他の会社の社外役員の兼任状況

監査役津田尚廣氏は、東洋シャッター株式会社、株式会社大林組および株式会社P G Sホームの社外監査役であります。

なお、社外監査役2名はいずれも、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者等または使用人との親族関係について、該当する事項はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（15回開催）		監査役会（11回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 津田尚廣	11回	73%	11回	100%
監査役 相場中行	9回	60%	9回	82%

ロ. 取締役会における発言状況

監査役津田尚廣氏および監査役相場中行氏は、主に法令・定款等の遵守状況に関し、弁護士として専門的見地から発言を行っております。

3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、現行定款第36条第2項および会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 当社の会計監査人の名称 清和監査法人（一時会計監査人）

（注）当社の会計監査人であった監査法人トーマツは、平成20年11月30日で任期満了により退任となりましたので、会計監査人が不在となることを回避し、監査業務が継続的に実施される体制を維持するため、同年12月10日開催の監査役会において一時会計監査人として清和監査法人の選任を決議いたしました。

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

名 称	区 分	支払額
監査法人トーマツ	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額	—
	当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	—
清 和 監 査 法 人	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額	25百万円
	当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	25百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合のほか、その必要があると判断した場合は、取締役会に会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを請求します。

また、当社の取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合のほか、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスガイドブックにおいてコンプライアンスの基本原則を定め、コンプライアンス規程に従い、役員および使用人の法令・定款の遵守を引き続き徹底していく。役員および使用人の法令・定款の遵守については、取締役管理本部長を中心に、弁護士等の外部有識者を委員として加えたコンプライアンス委員会が、専任部署としての法務/コンプライアンスグループとの連携を通じて、コンプライアンスに必要な施策の策定、実施および監督を行っている。コンプライアンス委員会は、役職員のコンプライアンス意識を高めるため、コンプライアンス・マニュアルを制定してその周知徹底を行うとともに、毎年コンプライアンス・プログラム(役職員の研修計画やコンプライアンス・マニュアルの整備計画等)を決定し、必要な施策を実施する。なお、コンプライアンス・マニュアルは法令の改廃その他社会情勢の変動に応じ、適宜適切に改訂される。コンプライアンス上の問題が生じた場合、コンプライアンス委員会の構成員は、速やかにコンプライアンス委員会に付議することとし、コンプライアンス委員会は、具体的な処分・再発防止策等を取締役会に答申することとする。また、当社では、コンプライアンス委員会または社内および社外ヘルプライン(法律事務所)に対する内部通報制度を定めているところ、必要な施策を随時実施することでその積極的な利用を促し、コンプライアンス上の問題に関する情報収集に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

重要文書(重要な電磁的記録を含む。)は、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で所定の年数、保存および管理する。取締役および監査役は文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

また、保存期間の満了した重要文書は、原則として破棄ないし焼却する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の発生を予防するための情報の収集および分析ならびに発生した損失の拡大を防止するため、リスク管理に関する規定を設け、リスクカテゴリーごとにリスク管理の担当部署を定めそれぞれの個別のリスクの管理を行うとともに、取締役会および担当部署が当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。

リスク管理状況の監査については、内部監査室がこれを監査し、その結果を取締役会および監査役会に報告していく。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するため、取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限規程等を定め、あるいは既存の規程等を見直す。取締役会は、取締役会規則に基づき、毎月1回開催されるほか、必要に応じ適宜臨時に開催される。また、重要な経営方針および経営計画等については、原則毎週1回開催されるエグゼクティブコミッティやその他当社取締役会の決議によって設置される適切な機関において事前に審議を行う。取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程その他の社内規程に従い、それぞれの責任者およびその責任を明確にし、効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。

⑤ 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関連会社管理規程に従い、当該規程に基づいて管理担当者がグループ各社の経営管理を適正に行う。内部監査室は、関連部門と連携・分担し、それらを統括しつつ、当社グループ各社に対する日常的監視および定期的な内部監査を行う。

また、コンプライアンス委員会はグループ各社におけるコンプライアンス・マニュアルおよびコンプライアンス・プログラムの策定・見直し、およびその浸透に努めるほか、コンプライアンス委員会または社内および社外ヘルプライン(法律事務所)に対する当社グループ各社従業員等からの内部通報制度を整備する。取締役会は、グループ各社が適切な内部統制システムの整備をするよう指導し、グループ各社の業務の状況に関する報告を受け、グループ各社に対する管理・指導を適切に実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役が補助使用人の設置を求めたときは、補助使用人の人数および地位について、監査役の意見を尊重し、監査役と十分協議した上で、補助使用人ないし補助機関等を設置する。

また、当該使用人の人事に関する事項については、取締役と監査役会の協議により決定する。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、会社に著しい損害を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役または監査役会に報告する。また、監査役は、取締役会のほか、重要会議への出席により職務執行に係る重要事項およびコンプライアンス委員会への出席によりコンプライアンス上の重要事項に関する報告を受ける。

内部監査室は、各内部監査項目の内部監査が終了するごとに代表取締役社長へ報告するとともに監査役会への報告も行う。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会における各業務執行取締役および重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低限年2回（臨時に必要と監査役会が判断する場合は別途）設けるとともに、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で、定期的に意見交換会を開催する。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成21年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,121	流 動 負 債	7,088
現金及び預金	2,944	短期借入金	1,000
売 掛 金	13	1年以内返済予定長期借入金	5,170
有 価 証 券	3	1年以内償還予定社債	80
商 品	4	未 払 金	203
販売用不動産	619	未 払 法 人 税 等	43
貯 蔵 品	12	関係会社整理損失 引 当 金	300
仕 掛 品	1	そ の 他	291
そ の 他	527	固 定 負 債	5,512
貸倒引当金	△5	長期借入金	4,912
固 定 資 産	10,470	預 り 保 証 金	576
有形固定資産	6,913	そ の 他	23
建物及び構築物	2,976	負 債 合 計	12,601
土 地	3,722	純 資 産 の 部	
そ の 他	214	株 主 資 本	2,190
無形固定資産	2,111	資 本 金	13,889
借 地 権	236	資 本 剰 余 金	13,521
ソフトウェア	754	利 益 剰 余 金	△25,220
ソフトウェア仮勘定	896	自 己 株 式	△0
コ ン テ ン ツ	202	評価・換算差額等	△246
そ の 他	20	その他有価証券評 価 差 額 金	△246
投資その他の資産	1,445	少 数 株 主 持 分	47
投資有価証券	620	純 資 産 合 計	1,990
差入保証金	701	負 債 純 資 産 合 計	14,591
そ の 他	266		
貸倒引当金	△142		
資 産 合 計	14,591		

連 結 損 益 計 算 書

（自 平成20年 9 月 1 日）
（至 平成21年 3 月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	額
売 上 高		5,249
売 上 原 価		5,227
売 上 総 利 益		22
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,888
営 業 損 失		1,865
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	17	
還 付 加 算 金	5	
そ の 他	13	36
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	251	
支 払 手 数 料	107	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	28	
そ の 他	18	405
経 常 損 失		2,234
特 別 利 益		
前 期 損 益 修 正 益	13	
そ の 他	0	13
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	109	
減 損 損 失	195	
た な 卸 資 産 評 価 損	393	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	40	
関 係 会 社 整 理 損 失 引 当 金 繰 入 額	300	
そ の 他	293	1,331
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		3,553
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	10	
法 人 税 等 調 整 額	7	18
少 数 株 主 損 失		119
当 期 純 損 失		3,452

連結株主資本等変動計算書

（自 平成20年 9 月 1 日）
（至 平成21年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	株主資本					評価・換算 差 額 等	少数株主持分	純 資 産 合 計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金		
平成20年8月31日残高	13,889	13,521	△21,769	△0	5,640	147	176	5,964
連結会計年度中の変動額								
当 期 純 損 失			△3,452		△3,452			△3,452
そ の 他			1		1			1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						△393	△129	△523
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△3,450	—	△3,450	△393	△129	△3,974
平成21年3月31日残高	13,889	13,521	△25,220	△0	2,190	△246	47	1,990

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

1. 継続企業の前提に関する重要事象の存在について

当社グループは、前連結会計年度において6,627百万円の営業キャッシュ・フローのプラスを確保したものの、4,557百万円の営業損失、5,769百万円の経常損失、26,122百万円の当期純損失を計上しました。また、当連結会計年度におきましても1,990百万円の営業キャッシュ・フローのプラスを確保したものの、1,865百万円の営業損失、2,234百万円の経常損失、3,452百万円の当期純損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

2. 当該状況の解消のための経営計画について

当社グループは、こうした経営成績と脆弱な財務基盤を踏まえ当該状況の解消を図るべく、以下の施策からなる『リバイバルプラン』を公表いたしました。

- (1) これまで培ってきた情報(空間情報・不動産)ソリューションテクノロジーを活用し従来のマザーズオークションを一段と進化させた「新マザーズオークション」の開設による収益改善
- (2) 情報ソリューションプロバイダーとして、情報ソリューションテクノロジー提供の多様化を図り販路の拡大と収益の最大化を実現
- (3) 人件費、事務所経費等、固定費の削減によるコスト体質を改善し事業基盤の安定化を実現
- (4) 資本増強等、資金調達を推進することによる自己資本の充実と財務基盤の健全化と強化を実現

本プランを実行していくことにより、収益構造の抜本的な改革を図り、安定的な収益基盤・財務基盤の確立を実現し当該状況の解消に向け邁進しております。

3. 継続企業の前提に関する重要な不確実性について

当社グループを取り巻く厳しい事業環境は今後も継続するものと予測され、かかる事業環境の下、計画実現の時期など現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は、継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映しておりません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 18社

(2) 連結子会社の名称

(株)アイディーユープラス

(株)マザーズオークションカンパニー

(株)マザーズオークション

(株)マザーズDD

(株)Dress

タファン・レッド(有)

MatikoField特定目的会社

(有)熊本NightBlues

(株)エヌ・プロパティーズ

(有)パイン・インベストメント

(有)レオ・プロパティ

(株)マザーズ・ローン・サービス

(株)天正屋に係る匿名組合

(有)Even

(株)ストライプス

白石興産(株)

(株)ロケーションビュー

(株)東京不動産取引所

(株)アイディーユープラスは、平成20年11月18日付で全株式を売却したため、当連結会計年度第1四半期までの損益計算書のみ連結の範囲に含めております。

MatikoField特定目的会社は、平成20年10月30日付で清算終了したため、清算終了までの損益計算書のみ連結の範囲に含めております。

(株)Dressおよび(株)ストライプスについては、平成20年11月18日付で(株)アイディーユープラスの全株式を売却したため、実質的に支配していないこととなり、連結子会社に該当しなくなったため、当連結会計年度第1四半期までの損益計算書のみ連結の範囲に含めております。

タファン・レッド(有)は平成21年1月20日付で匿名組合契約が終了したことに伴い、連結子会社に該当しなくなったため、匿名組合契約終了時までの損益計算書のみ連結の範囲に含めております。

(株)天正屋に係る匿名組合は、平成21年1月30日付で匿名組合出資持分を売却したことにより、実質的に支配していないこととなり、連結子会社に該当しなくなったため出資持分売却時までの損益計算書のみ連結の範囲に含めております。

(有)パイン・インベストメントおよび(有)レオ・プロパティは、平成21年1月31日付で匿名組合契約が終了したことに伴い、連結子会社に該当しなくなったため、匿名組合契約終了時までの損益計算書のみ連結の範囲に含めております。

(有)Evenは、平成20年12月5日付で解散したため、解散時までの損益計算書のみ連結の範囲に含めております。

2. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

② デリバティブ…………… 時価法

③ たな卸資産…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

（会計処理の変更）

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

これによる損益への影響はありません。

（追加情報）

保有目的の変更により有形固定資産から873百万円をたな卸資産へ振替えております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）…………… 定率法

なお、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～47年

工具、器具及び備品 4年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）…………… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

- ③ リース資産…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が適用初年度以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(会計処理の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる損益への影響はありません。

(3) 重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

- 関係会社整理損失引当金…… 関係会社の整理に伴い、将来負担することとなる損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法…………… 特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ対象およびヘッジ手段…………… 借入金を対象とした金利スワップ取引を利用しております。
- ③ ヘッジ方針…………… 財務上発生している金利リスクをヘッジし、リスク管理を効率的に行うためにデリバティブ取引を導入しております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法…… 特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① コンサルティング収入の売上計上基準

…………… 売上高のうち、投資アドバイザーおよびアセットコンサルティング等のコンサルティング収入については、原則として役務提供割合基準（進行基準）を適用しております。

また、上記コンサルティング収入以外のその他の収入については役務提供完了基準を適用しております。

② 消費税等の会計処理…………… 税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等については、固定資産に係るものも含め、期間費用として処理しております。

3. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

4. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

5. 連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 担保提供資産および対応債務

① 担保提供資産

現金及び預金	132百万円
たな卸資産	586百万円
建物及び構築物	2,866百万円
土地	3,722百万円
借地権	236百万円
投資有価証券	353百万円
計	7,898百万円

② 対応債務

1年以内返済予定長期借入金	3,519百万円
長期借入金	5,794百万円
計	9,313百万円

なお、この他に連結上相殺されている関係会社株式(帳簿価額3百万円)を担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 712百万円

(3) 偶発債務

下記の会社の預り保証金に対し、債務保証を行っております。

㈱アイディーユープラス 92百万円

(4) 当社グループは一部の借入金について、金融機関との間の金銭消費貸借契約証書に財務制限条項等が付されております。平成21年3月31日現在、対象となる借入実行残高は以下のとおりであります。

平成17年9月30日付金銭消費貸借契約証書
借入先 : 日本政策投資銀行
借入実行残高 : 280百万円

なお、上記につきましては、平成21年4月7日に全額を返済しております。

(連結損益計算書に関する注記)

当社グループは以下の減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
事業用 資産等	建物及び構築物 工具器具備品 有形固定資産（その他） ソフトウェア ソフトウェア仮勘定 無形固定資産（その他）	東京都

当社グループは、事業用資産等について継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づきグルーピングを行っております。その結果、収益性の低下等により投資額の回収が困難と見込まれる事業用資産等について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。減損損失の内訳は建物及び構築物 0百万円、工具器具備品 17百万円、有形固定資産(その他) 0百万円、ソフトウェア 120百万円、ソフトウェア仮勘定 1百万円、コンテンツ53百万円、無形固定資産(その他) 1百万円であります。

なお、回収可能価額は、合理的に算出した正味売却価額により測定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	247,793株	一株	一株	247,793株

(2) 当連結会計年度末日における新株予約権等に関する事項

	平成15年12月8日 取締役会決議分	平成17年1月18日 取締役会決議分	平成17年11月30日 取締役会決議分
目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる 株 式 の 数	3,220株	2,740株	560株
新株予約権 の 残 高	3,220個	2,740個	560個

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	7,843円38銭
1株当たり当期純損失	13,932円23銭

(重要な後発事象に関する注記)

普通株式および新株予約権証券に係る発行登録

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、新株式および新株予約権証券の発行について発行登録を行うことを決議し、同日、これに基づき発行登録書を提出いたしました。その概要については下記のとおりであります。

1. 募集有価証券の種類

当社普通株式および新株予約権証券

2. 発行予定期間

発行登録の効力発生予定日(平成21年5月23日)から1年を経過する日(平成22年5月22日)まで

3. 募集方法

第三者割当(予定)

4. 発行予定額

普通株式 1,000百万円(上限)

新株予約権証券 3,000百万円(上限)

※新株予約権証券の発行価額の総額は未定のため、新株予約証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を記載しております。

5. 資金使途

システム開発資金および人件費などの販売管理費に充当する予定ですが、新株予約権の行使による払込みは新株予約権者の判断によるため、具体的な資金の使途およびその金額については払込みのなされた時点の資金需要に応じて決定いたします。

6. 発行条件

未定

7. 発行登録の目的

普通株式の発行登録と併せて新株予約権の発行登録を行うことにより、普通株式のみを発行した場合と比べて普通株式の希薄化への影響を一定程度軽減しつつ、当社の資金需要に機動的に対応するために一定の手当てを講じることができるものと判断したためであります。

独立監査人の監査報告書

平成21年 5 月22日

株式会社アイディーユー

取締役会 御中

清和監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	寛 悦 生 ⑩
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	南 方 美 千 雄 ⑩
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	藤 本 亮 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイディーユーの平成20年9月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイディーユー及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において営業損失4,557百万円、経常損失5,769百万円、当期純損失26,122百万円を計上しており、当連結会計年度においても営業損失1,865百万円、経常損失2,234百万円、当期純損失3,452百万円を計上している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成20年9月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び一時会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、一時会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、一時会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、一時会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

一時会計監査人清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月25日

株式会社アイディーユー 監査役会

常勤監査役 梶 江 靖 史 ⑩

監査役 津 田 尚 廣 ⑩

監査役 相 場 中 行 ⑩

（注）監査役津田尚廣及び相場中行は、会社法第2条第1項第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸 借 対 照 表

(平成21年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,657	流 動 負 債	10,798
現 金 及 び 預 金	2,515	短 期 借 入 金	4,769
売 掛 金	7	1 年以内返済予定長期借入金	4,280
有 価 証 券	3	1 年以内償還予定社債	80
仕掛販売用不動産	33	未 払 金	170
貯 蔵 品	1	未 払 費 用	14
前 払 費 用	56	未 払 法 人 税 等	38
関係会社短期貸付金	1,607	前 受 金	49
短 期 貸 付 金	298	預 り 金	18
立 替 金	1	関係会社整理損失引当金	1,247
未収法人税等	7	そ の 他	130
そ の 他	139	固 定 負 債	4,802
貸倒引当金	△15	長 期 借 入 金	4,438
固 定 資 産	12,747	預 り 保 証 金	363
有 形 固 定 資 産	6,450	負 債 合 計	15,600
建 物	2,804	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	157	株 主 資 本	1,806
土 地	3,488	資 本 金	13,889
無 形 固 定 資 産	1,466	資 本 剰 余 金	13,521
商 標 権	17	資 本 準 備 金	13,035
ソフトウェア	501	そ の 他 資 本 剰 余 金	486
ソフトウェア仮勘定	891	利 益 剰 余 金	△25,604
そ の 他	55	そ の 他 利 益 剰 余 金	△25,604
投資その他の資産	4,830	繰 越 利 益 剰 余 金	△25,604
投資有価証券	267	自 己 株 式	△0
関係会社株式	4,131	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△1
関係会社長期営業目的出資金	0	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1
破産更生債権等	85	純 資 産 合 計	1,804
差入保証金	418	負 債 純 資 産 合 計	17,405
そ の 他	12		
貸倒引当金	△85		
資 産 合 計	17,405		

損 益 計 算 書

(自 平成20年 9 月 1 日)
(至 平成21年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売 上 高		3,145
売 上 原 価		3,112
売 上 総 利 益		33
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,546
営 業 損 失		1,513
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	41	
受 取 配 当 金	0	
そ の 他	9	51
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	200	
社 債 利 息	0	
支 払 手 数 料	11	
そ の 他	11	224
経 常 損 失		1,685
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	30	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	30
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	108	
前 期 損 益 修 正 損	344	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	9	
た な 卸 資 産 評 価 損	260	
関 係 会 社 整 理 損 失 引 当 金 繰 入 額	515	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	595	
そ の 他	240	2,075
税 引 前 当 期 純 損 失		3,730
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		5
当 期 純 損 失		3,735

株主資本等変動計算書

(自 平成20年9月1日)
(至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						評価・ 換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	その他利益 剰余金				
				繰越利益 剰余金				
平成20年8月31日 残高	13, 889	13, 035	486	△21, 869	△0	5, 541	△3	5, 538
事業年度中の変動額								
当 期 純 損 失				△3, 735		△3, 735		△3, 735
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							1	1
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△3, 735	—	△3, 735	1	△3, 733
平成21年3月31日 残高	13, 889	13, 035	486	△25, 604	△0	1, 806	△1	1, 804

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

1. 継続企業の前提に関する重要事象の存在について

当社は、前事業年度において8,026百万円の営業損失、8,812百万円の経常損失、22,887百万円の当期純損失を計上しました。また、当事業年度におきましても1,513百万円の営業損失、1,685百万円の経常損失、3,735百万円の当期純損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

2. 当該状況の解消のための経営計画について

当社は、こうした経営成績と脆弱な財務基盤を踏まえ当該状況の解消を図るべく、以下の施策からなる『リバイバルプラン』を公表いたしました。

- (1) これまで培ってきた情報(空間情報・不動産)ソリューションテクノロジーを活用し従来のマザーズオークションを一段と進化させた「新マザーズオークション」の開設による収益改善
- (2) 情報ソリューションプロバイダーとして、情報ソリューションテクノロジー提供の多様化を図り販路の拡大と収益の最大化を実現
- (3) 人件費、事務所経費等、固定費の削減によるコスト体質を改善し事業基盤の安定化を実現
- (4) 資本増強等、資金調達を推進することによる自己資本の充実と財務基盤の健全化と強化を実現

本プランを実行していくことにより、収益構造の抜本的な改革を図り、安定的な収益基盤・財務基盤の確立を実現し当該状況の解消に向け邁進しております。

3. 継続企業の前提に関する重要な不確実性について

当社を取り巻く厳しい事業環境は今後も継続するものと予測され、かかる事業環境の下、計画実現の時期など現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類およびその附属明細書は、継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類およびその附属明細書には反映しておりません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

子会社株式および関連会社株式

…………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

② デリバティブ…………… 時価法

③ たな卸資産…………… 仕掛品・仕掛販売用不動産・貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

（会計処理の変更）

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

これによる損益への影響はありません。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……………

定率法

なお、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物…………… 3年～47年

工具、器具及び備品…………… 4年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

- ③ リース資産…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が適用初年度以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
 （会計処理の変更）
 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
 これによる損益への影響はございません。
- (3) 引当金の計上基準
- 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。
- 関係会社整理損失引当金…………… 関係会社の整理に伴い、将来負担することとなる損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。
- (4) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法…………… 特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ対象およびヘッジ手段…………… 借入金を対象とした金利スワップ取引を利用しております。
- ③ ヘッジ方針…………… 財務上発生している金利リスクをヘッジし、リスク管理を効率的に行うためにデリバティブ取引を導入しております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法…………… 特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための重要な事項

① コンサルティング収入の売上計上基準

…………… 売上高のうち、投資アドバイザーおよびアセットコンサルティング等のコンサルティング収入については、原則として役務提供割合基準（進行基準）を適用しております。

また、上記コンサルティング収入以外のその他の収入については役務提供完了基準を適用しております。

② 消費税等の会計処理…………… 税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等については、固定資産に係るものも含め、期間費用として処理しております。

③ 匿名組合出資金の会計処理… イ) 貸借対照表の表示

当社は匿名組合出資を行っており、不動産ファンド等から生じる営業上の出資金を投資その他の資産の「関係会社長期営業目的出資金」に計上しております。

ロ) 損益区分

営業目的有価証券および出資金から生じる利益または損失は、それぞれ純額で売上高または売上原価に計上しております。また、これに対応して、「関係会社長期営業目的投資有価証券」、「関係会社短期営業目的出資金」または「関係会社長期営業目的出資金」をそれぞれ加減する処理をしております。

(6) 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 担保提供資産および対応債務

① 担保提供資産

現金及び預金	37百万円
建物	2,697百万円
土地	3,488百万円
関係会社株式	3百万円
計	6,226百万円

② 対応債務

1年以内返済予定長期借入金	2,471百万円
長期借入金	5,125百万円
計	7,596百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 616百万円

(3) 偶発債務

下記の関係会社の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っております。

(株)マザーズオークションカンパニー 360百万円

下記の会社の預り保証金に対し、債務保証を行っております。

(株)アイディーユープラス 92百万円

下記の関係会社の金利交換取引に伴う債務に対し、債務保証を行っております。

(株)マザーズオークションカンパニー 4百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	1,620百万円
短期金銭債務	3,778百万円

(5) 取締役等に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	298百万円
--------	--------

なお、上記につきましては、平成21年5月14日に一部として50百万円を回収しております。

(6) 当社は一部の借入金について、金融機関との間の金銭消費貸借契約証書に財務制限条項等が付されております。平成21年3月31日現在、対象となる借入実行残高は以下のとおりであります。

平成17年9月30日付金銭消費貸借契約証書

借入先 : 日本政策投資銀行

借入実行残高 : 280百万円

なお、上記につきましては、平成21年4月7日に全額を返済しております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	129百万円
売上原価	1,486百万円

営業取引以外の取引高

営業外収益	32百万円
営業外費用	57百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	2株	一株	一株	2株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

流動の部

繰延税金資産

貸倒引当金	6百万円
たな卸資産評価損	310百万円
未払事業税	13百万円
関係会社整理損失引当金	504百万円
その他	31百万円
繰延税金資産小計	866百万円
評価性引当額	△866百万円
繰延税金資産合計	一百万円

固定の部

繰延税金資産

貸倒引当金	34百万円
投資有価証券評価損	27百万円
たな卸資産評価損 ※注	1,953百万円
減損損失	580百万円
関係会社株式評価損	301百万円
匿名組合分配損	196百万円
みなし配当金	970百万円
繰越欠損金	9,408百万円
その他	76百万円
繰延税金資産小計	13,548百万円
評価性引当額	△13,548百万円
繰延税金資産合計	一百万円

※注 前事業年度末に保有目的の変更によりたな卸資産から有形固定資産へ振り替えた資産を対象とするものであります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- | | | |
|---|--|--------|
| ① | リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額 | |
| | 工具、器具及び備品 | |
| | 取得価額相当額 | 169百万円 |
| | 減価償却累計額相当額 | 99百万円 |
| | 期末残高相当額 | 69百万円 |
| ② | 未経過リース料期末残高相当額 | |
| | 1年内 | 34百万円 |
| | 1年超 | 38百万円 |
| | 期末残高相当額 | 73百万円 |
| ③ | 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額 | |
| | 支払リース料 | 24百万円 |
| | 減価償却費相当額 | 21百万円 |
| | 支払利息相当額 | 1百万円 |
| ④ | 減価償却費相当額の算定方法 | |
| | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 | |
| ⑤ | 利息相当額の算定方法 | |
| | リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 | |

(関連当事者との取引に関する注記)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関 係 内 容	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
一 (注)4	㈱アイディー ユープラス	一 (注)4	販売用不動産の購入 関係会社株式の譲受 債務保証	販売用不動産の購入 利息の受取 関係会社株式の譲受 債務保証(注)2	1,131 9 0 92	一 一 関係会社株式 一	一 一 0 一
子会社	㈱マザーズ オークション	所有 直接100	役員の兼任 債務保証	資金の貸付(注)1 利息の受取	760 6	短期貸付金 未収利息	564 4
子会社	㈱マザーズ オークション カンパニー	所有 直接100	資金の援助 役員の兼任 債務保証	資金の貸付(注)1 利息の受取 債務保証(注)2	340 3 364	短期貸付金 未収利息	340 3
子会社	㈱ロケーション ンビュ	所有 直接80	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注)1 利息の受取	190 12	短期貸付金 未収利息	634 1
子会社	㈱エヌ・プロ パティーズ	所有 直接100	資金の借入	資金の借入(注)1 利息の支払 不動産管理料の受取	950 19 0	短期借入金 未払利息	1,450 3
子会社	白石興産㈱	所有 直接100	資金の借入 役員の兼任	資金の借入(注)1 利息の支払	470 37	短期借入金 未払利息	2,175 5
役員およびその近親者	池添吉則	被所有 直接9.37	当社代表 取締役社長	資金の貸付(注)1 利息の受取	300 4	短期貸付金 (注)3	298

取引条件および取引の決定方針等

- (注) 1. 各子会社および役員との資金の貸付および借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保の受入および提供はありません。
2. 各子会社の銀行借入等につき、債務保証を行ったものであります。
3. 平成21年5月14日に一部として50百万円を回収しております。
4. 平成20年11月18日付で㈱アイディーユープラスの全株式を売却しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	7,282円33銭
1株当たり当期純損失	15,074円12銭

(重要な後発事象に関する注記)

普通株式および新株予約権証券に係る発行登録

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、新株式および新株予約権証券の発行について発行登録を行うことを決議し、同日、これに基づき発行登録書を提出いたしました。その概要については下記のとおりであります。

1. 募集有価証券の種類

当社普通株式および新株予約権証券

2. 発行予定期間

発行登録の効力発生予定日(平成21年5月23日)から1年を経過する日(平成22年5月22日)まで

3. 募集方法

第三者割当(予定)

4. 発行予定額

普通株式 1,000百万円(上限)

新株予約権証券 3,000百万円(上限)

※新株予約権証券の発行価額の総額は未定のため、新株予約証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を記載しております。

5. 資金使途

システム開発資金および人件費などの販売管理費に充当する予定ですが、新株予約権の行使による払込みは新株予約権者の判断によるため、具体的な資金の使途およびその金額については払込みのなされた時点の資金需要に応じて決定いたします。

6. 発行条件

未定

7. 発行登録の目的

普通株式の発行登録と併せて新株予約権の発行登録を行うことにより、普通株式のみを発行した場合と比べて普通株式の希薄化への影響を一定程度軽減しつつ、当社の資金需要に機動的に対応するために一定の手当てを講じることができるものと判断したためであります。

独立監査人の監査報告書

平成21年 5 月22日

株式会社アイディーユー
取締役会 御中

清和監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	寛 悦 生 ⑩
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	南 方 美 千 雄 ⑩
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	藤 本 亮 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイディーユーの平成20年9月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において営業損失8,026百万円、経常損失8,812百万円、当期純損失22,887百万円を計上しており、当事業年度においても営業損失1,513百万円、経常損失1,685百万円、当期純損失3,735百万円を計上している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類およびその附属明細書に係る監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年9月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び一時会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、一時会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、一時会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、一時会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- a. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- b. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- c. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属書類の監査結果

一時会計監査人清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月25日

株式会社アイディーユー 監査役会

常 勤 監 査 役 梶 江 靖 史 ㊞

監 査 役 津 田 尚 廣 ㊞

監 査 役 相 場 中 行 ㊞

(注) 監査役津田尚廣及び相場中行は、会社法第2条第1項16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 資本金および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件

当社は、第9期において大幅な欠損金を計上いたしましたが、損失を一掃し、当社の財務内容の健全化を図るため、資本金および資本準備金を減少させ、減少額をその他資本剰余金に振替えて欠損の補填に充てさせていただきたくご承認をお願いするものであります。

1. 資本金および資本準備金の額の減少について

(1) 減少すべき資本金および資本準備金の額

当社の資本金の額13,889,850,964円を12,082,817,630円減少して1,807,033,334円とし、また資本準備金の額13,035,514,710円を13,035,514,710円減少して0円といたします。なお、減少する合計25,118,332,340円は、全額その他資本剰余金に振替えて、資本の欠損の補填に充てさせていただきたいと存じます。

(2) 資本金および資本準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本金および資本準備金の額のみを減少することといたします。

(3) 資本金および資本準備金の額の減少の効力発生日

平成21年7月30日を予定しております。

(4) その他必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

2. 剰余金の処分について

会社法第452条の規定に基づき、上記振替え後のその他資本剰余金で繰越利益剰余金を欠損填補いたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目および金額

その他資本剰余金	25,604,488,590円
----------	-----------------

(2) 増加する剰余金の項目および金額

繰越利益剰余金	25,604,488,590円
---------	-----------------

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定および文言の削除ならびに条数の変更等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株券の発行）</u> <u>第7条 当社は、株式に係る株券を</u> <u>発行する。</u> （自己株式の取得） 第 <u>8</u> 条 （条文省略） （株主名簿管理人） 第 <u>9</u> 条 当社は、株主名簿管理人を 置く。 ② 株主名簿管理人およびその事 務取扱場所は、取締役会の決議 によって選定する。	（削 除） （自己株式の取得） 第 <u>7</u> 条 （現行どおり） （株主名簿管理人） 第 <u>8</u> 条 当社は、株主名簿管理人を 置く。 ② 株主名簿管理人およびその事 務取扱場所は、取締役会の決議 によって選定する。

現 行 定 款	変 更 案
③ 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。 （株式取扱規則） 第10条 当社の発行する株式に関する<u>取扱いおよび手数料</u>は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 第11条～第42条 （条文省略） （新 設） （新 設）	③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。 （株式取扱規則） 第9条 当社の株主権行使の手続き<u>その他株式に関する取扱い</u>は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 第10条～第41条 （現行どおり） 附 則 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、平成22年1月5日までこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。なお、本附則は、同日の経過後、自動的に削除されるものとする。</u>

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役相場中行氏は、本株主総会終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任される監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任した監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所 有 する 当社株式数
重 光 静 武 (昭和20年1月26日生)	昭和43年4月 (株)三和銀行 (現(株)三菱東京UFJ銀行) 平成8年5月 (株)三和総合研究所 (現三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)) 国際本部国際経営開発部長 平成11年1月 Iridium South East Asia Co.Ltd (タイ) 財務担当役員 (CFO) 平成12年6月 富士車輛(株) 取締役専務 平成19年4月 (株)ジェムコ日本経営 経営改善コンサルタント 平成19年7月 ノーリツ鋼機(株) 執行役員経営管理本部長 平成20年6月 同社退任	一株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 重光静武氏は、社外監査役候補者であります。
3. 重光静武氏は、金融機関における長年の経験と経営者としての幅広い知識と見識を有すること、また、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、経営者の職務遂行が妥当なものか客観的かつ中立的に監督していただけると期待できることから、当社の社外監査役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
4. 重光静武氏が選任されました場合は、会社法第427条第1項および当社現行定款第36条第2項に基づく責任限定契約を締結する予定です。責任限定契約の概要は、会社法第423条第1項の責任について、監査役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度とするものであります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社は、会社法第346条第4項および第6項の規定に基づく一時会計監査人として、監査役会の決議により、清和監査法人を選任しております。

当社の会計監査人としては、会計監査の継続性を確保するため、引き続き清和監査法人が適任と考えられますことから、会社法第329条第1項の規定により、同監査法人を当社の会計監査人として選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名	称	清和監査法人			
事	務	所	東京都港区赤坂二丁目17番22号 赤坂ツインタワー東館15階		
沿	革	平成16年 3 月 東京国際監査法人設立 平成18年10月 清和監査法人に名称変更			
概	要	出資金 5, 500千円 (平成21年 3 月31日現在) 業務内容 法定監査 株式公開準備監査 任意監査 構成人員 パートナー（公認会計士） 8 名 専門職員（公認会計士） 5 名 専門職員（会計士試験合格者等） 23名 監査事務職員 6 名 事務職員 3 名 合 計 45名 関与会社数 金融商品取引法・会社法監査 21社 会社法監査 17社 任意監査 6 社			

以 上

会場ご案内図

株主総会会場 大阪市北区中之島 1 丁目 1 番 27 号
大阪市中央公会堂 大集会室



(交通のご案内)

- 地下鉄御堂筋線「淀屋橋」駅（1 番出口）から 徒歩約 5 分
- 京阪電車京阪本線「淀屋橋」駅（1 番または18号出口）から 徒歩約 5 分
- 京阪電車中之島線「なにわ橋」駅（1 番出口）から 徒歩約 1 分

※なお、駐車場のご準備はいたしておりませんのであしからずご了承くださいますようお願い申し上げます。